

被告 準備書面（４）2024年9月13日・訴状等 法令条文集

（e-GOV 法令検索より、「第」は省略.明確化目的で慣習的に書かない「1項」と「号」を追記）

A. 本件訴状にある重要な法令（一部）

健康保険法 70条第1項（保険医療機関又は保険薬局の責務） **5~8.10~13.19~21 頁**

保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、第72条第1項*の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

*第72条第1項（保険医又は保険薬剤師の責務）

保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。

健康保険法 63条（療養の給付） 1項・3項 **7.11.18.20 頁**

1項 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 1号 診察 2号 薬剤又は治療材料の支給 3号 処置、手術その他の治療
- 4号 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5号 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

3項 第1項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

1号 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第65条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）

2号 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定したもの

3号 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

療養担当規則 3条1項（3条2項**による変更適用後） **7.13 頁**

保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第3条第13項ⁱ（末尾）に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって電子資格確認により当該確認を行うことができない患者であって、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

****療養担当規則 3条2項 7 頁**

患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「（という。）又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「（という。）」と、「事由によつて」とあるのは「事由によって電子資格確認により」とする。

療養担当規則 3条4項 7.13 頁

保険医療機関（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第2項*に規定する場合において、患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

健康保険法施行規則 53条

法第63条第3項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（被保険者が法第74条第1項第2号又は第3号の規定の適用を受ける場合（当該適用を受けることについて、保険医療機関等（法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所をいう。第98条の2第7項、第103条の2第5項及び第6項、第105条第4項及び第5項並びに第106条第1項を除き、以下同じ。）、保険薬局等（法第63条第3項各号に掲げる薬局をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）において、電子的確認（保険者に対し、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することをいう。以下同じ。）を受けることができる場合を除く。）にあっては、当該各号に定めるもの及び高齢受給者証）を提出する方法とする。

第1号 保険医療機関等から療養を受けようとする場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護（法第88条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする場合 被保険者証 第2号 保険薬局等から療養を受けようとする場合 被保険者証又は処方せん

憲法 41条

国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

国家行政組織法 12条1項・3項

1項 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる

3項 省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

行政事件訴訟法 4条（当事者訴訟）

この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう。

国家賠償法 1条1項

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

B. A 以外の被告 準備書面（４）の法令・法律用語

6 頁

療養担当規則 1 条（療養の給付の担当の範囲） 6.7 頁

保険医療機関が担当する療養の給付並びに被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者の療養（以下「療養の給付」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- 1 号 診察
- 2 号 薬剤又は治療材料の支給
- 3 号 処置、手術その他の治療
- 4 号 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 号 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

7 頁

療養担当規則 2 条（療養の給付の担当方針） 7 頁

- 1 項 保険医療機関は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。
- 2 項 保険医療機関が担当する療養の給付は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者（以下単に「患者」という。）の療養上妥当適切なものでなければならない。

療養担当規則 3 条 7 頁

（A で既出）

療養担当規則 5 条（一部負担金等の受領） 7 頁

- 1 項（省略）
- 2 項（省略）
- 3 項（省略）
 - 1 号（省略） 2 号（省略）

療養担当規則 8 条（診療録の記載及び整備） 7 頁

保険医療機関は、第二十二條の規定による診療録に療養の給付の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

療養担当規則 9 条（帳簿等の保存） 7 頁

保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあつては、その完結の日から 5 年間とする。

療養担当規則 10 条（通知） 7 頁

保険医療機関は、患者が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

- 1 号 家庭事情等のため退院が困難であると認められたとき。
- 2 号 闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて事故を起したと認められたとき。
- 3 号 正当な理由がなくて、療養に関する指揮に従わないとき。
- 4 号 詐欺その他の不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。

療養担当規則 2条の3（適正な手続の確保） 7頁

保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

療養担当規則 2条の4の2（経済上の利益の提供による誘引の禁止） 7頁

1項 保険医療機関は、患者に対して、第5条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

2項 保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

療養担当規則 2条の5（特定の保険薬局への誘導の禁止） 7頁

1項 保険医療機関は、当該保険医療機関において健康保険の診療に従事している保険医（以下「保険医」という。）の行う処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2項 保険医療機関は、保険医の行う処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

療養担当規則 3条の2（要介護被保険者等の確認） 7頁

保険医療機関等は、患者に対し、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス又は同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行うに当たっては、同法第12条第3項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第62条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

療養担当規則 4条（被保険者証の返還） 7頁

保険医療機関は、患者の提出する被保険者証により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、法第100条、第105条又は第113条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。

療養担当規則 5条の2（領収証等の交付） 7頁

1項 保険医療機関は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

2 項 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

3 項 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

11頁

健康保険法 65条（保険医療機関又は保険薬局の指定） **11頁**

1 項 第63条第3項第1号の指定は、政令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 項（略） 3 項（略・3 項3号後述 4 項1号後述）

健康保険法 76条 6項**11.12頁**（療養の給付に関する費用）

1 項 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2～5 項 （略）

6 項 前各項に定めるもののほか、保険医療機関又は保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

健康保険法 82条（社会保険医療協議会への諮問） **11頁**

1 項 厚生労働大臣は、第70条第1項（第85条第9項、第85条の2第5項、第86条第4項、第110条第7項及び第149条において準用する場合を含む。）若しくは第3項若しくは第72条第1項（第85条第9項、第85条の2第5項、第86条第4項、第110条第7項及び第149条において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第63条第2項第3号若しくは第5号若しくは第76条第2項（これらの規定を第149条において準用する場合を含む。）の定めをしようとするときは中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。ただし、第63条第2項第3号の定めのうち高度の医療技術に係るものについては、この限りでない。

2 項 厚生労働大臣は、保険医療機関若しくは保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。

健康保険法 71条 2項2号（保険医又は保険薬剤師の登録に関する欠格事由） **11頁**

2 項 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十四条の登録をしないことができる。

2 号 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

健康保険法 71条 4項**11頁**

第1項又は第2項に規定するもののほか、保険医及び保険薬剤師に係る第64条の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

健康保険法 65条 1項（保険医療機関又は保険薬局の指定） **11頁**

第63条第3項第1号の指定は、政令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

12頁

健康保険法 65条 3項3号 **12頁**

3項 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。

当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

健康保険法 65条 4項1号 **12頁**

4項 厚生労働大臣は、第2項の病院又は診療所について第1項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第63条第3項第1号の指定を行うことができる。

1号 当該病院又は診療所の医師、歯科医師、看護師その他の従業者の人員が、医療法第21条第1項第1号又は第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める員数及び同条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した員数を満たしていないとき。

健康保険法 82条 2項 **12頁**

厚生労働大臣は、保険医療機関若しくは保険薬局に係る第63条第3項第1号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師に係る第64条の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。

14頁

療養担当規則 3条3項 **14頁**

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36）第5条第1項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険医療機関及び同令第6条第1項の規定により届出を行つた保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。

17頁

生活保護法 50条1項（指定医療機関の義務） **17頁**

指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

18頁

指定医療機関医療担当規程 3 条18頁

指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

生活保護法 3 4 条 5 項（医療扶助の方法） 18頁

○被告が主張する以前の生活保護法 3 4 条 5 項 令和 3 年 6 月 1 1 日法律第 6 6 号〔「方法」の文言はない〕

急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第 2 項*及び前項**の規定¹にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

●被告が主張している生活保護法 3 4 条 5 項「生活保護法の一部改正（令和 3 年 6 月 1 1 日法律第 6 6 号）によって追加された条文」2023年11月29日（政令第399号）により、**2024年3月1日から施行**

被保護者は、第二項に規定する医療の給付のうち、指定医療機関に委託して行うものを受けるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定医療機関から、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けるものとする。

19頁

高齢者医療確保法 6 5 条 1 項（保険医療機関等の責務） 19頁

保険医療機関等又は保険医等（健康保険法第 6 4 条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）は、第 7 1 条第 1 項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に従い、後期高齢者医療の療養の給付を取り扱い、又は担当しなければならない。

高齢者医療確保法 7 1 条 1 項（療養の給付に関する基準） 19頁

療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。

20 頁

¹ *2 前項***に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第49条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

***医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。*4 第 2 項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲・・・

覚醒剤取締法 21条1項（施用の制限） 20 頁

覚醒剤施用機関において診療に従事する医師は、その診療に従事している覚醒剤施用機関の管理者の管理する覚醒剤でなければ、施用し、又は施用のため交付してはならない。

ⁱ **健康保険法 3条 第13項**

この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第 63 条第 3 項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。